

改正案	現 行
<p><表紙></p> <p style="text-align: center;">特定ガス工作物使用前自主検査要領</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月</p> <p style="text-align: center;">商務流通保安グループ</p>	<p><表紙></p> <p style="text-align: center;">特定ガス工作物使用前自主検査要領</p> <p style="text-align: center;">平成26年4月</p> <p style="text-align: center;">商務流通保安グループ</p>
<p>1. はじめに</p> <p>平成11年のガス事業法（以下「法」という。）改正に伴い、これまでの国による使用前検査が廃止され、<u>法第123条第1号</u>で定められた特定ガス工作物について事業者による使用前自主検査が実施され、その検査結果の検査を登録ガス工作物検査機関が行うこととなった。</p> <p>本要領は、<u>ガス事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第44条第1項</u>に規定する使用前自主検査の十分な方法について、その解釈を具体的に示したものである。</p> <p>なお、同項に規定する使用前自主検査の方法は、この解釈に示されたものに限定されるものでなく、同項に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同項に適合するものと判断することとする。</p> <p>2. 使用前自主検査の位置付け</p> <p>特定ガス工作物（<u>施行規則別表第1に規定されているもの</u>）については特定ガス工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的として、ガス事業者が、当該ガス事業の用に供する特定ガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準（本章において、以下「技術基準」という。）に適合するように維持することが義務づけられている。（<u>法第21条</u>）</p> <p>ガス事業者は、<u>法第32条</u>で定めるところにより、特定ガス工作物の設置又は変更の工事であって<u>施行規則第39条</u>で規定する工事をしようとするときは、その工事の計画を届け出るとともに、<u>法第33条</u>で定めるところにより、<u>その工事が施行規則第43条</u>で規定するものについては、<u>当該ガス工作物を使用する前に使用前自主検査を行い、その結果について登録ガス工作物検査機関の行う検査を受け、①その工事が法第32条第1項又は第2項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること、②技術基準に適合するものであることを確認する必要がある。</u></p> <p>3. 使用前自主検査の対象となる特定ガス工作物の種類とその範囲</p> <p>3.1 使用前自主検査の対象となる特定ガス工作物の種類</p> <p>使用前自主検査の対象となる特定ガス工作物の種類は、<u>法第33条第1項</u>に規定されている。</p> <p>工事としては、<u>施行規則第43条</u>で定めるところにより、<u>施行規則別表第1の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</u>が対象となる。具体的には、次表に掲げる特定ガス工作物が使用前自主検査を要することになる。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>平成11年のガス事業法（以下「法」という。）改正に伴い、これまでの国による使用前検査が廃止され、<u>ガス事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第93条</u>で定められた特定ガス工作物について事業者による使用前自主検査が実施され、その検査結果の検査を登録ガス工作物検査機関が行うこととなった。</p> <p>本要領は、<u>施行規則第94条</u>において準用する<u>施行規則第51条第1項</u>に規定する使用前自主検査の十分な方法について、その解釈を具体的に示したものである。</p> <p>なお、同項に規定する使用前自主検査の方法は、この解釈に示されたものに限定されるものでなく、同項に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同項に適合するものと判断することとする。</p> <p>2. 使用前自主検査の位置付け</p> <p>特定ガス工作物については、<u>特定ガス工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的として、ガス事業者が、当該ガス事業の用に供する特定ガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準（本章において、以下「技術基準」という。）に適合するように維持することが義務づけられている。（法第28条）</u></p> <p>ガス事業者は、<u>法第37条の2の許可を受けた場合又は法第37条の7第1項において準用する法第9条第1項若しくは第2項（法第6条第2項第4号の事項に係る部分に限る。）の規定により届け出た場合において、その特定ガス工作物の設置又は変更の工事が施行規則別表第4に掲げるものであるときは、法第37条の7第2項において準用する法第36条の2の2</u>で定めるところにより、使用前自主検査を行い、その結果について登録ガス工作物検査機関の行う検査を受け、<u>①法第37条の2の許可を受けたところ又は法第37条の7第1項において準用する法第9条第1項若しくは第2項（法第6条第2項第4号の事項に係る部分に限る。）の規定により届け出たところに従って行われたものであること、②技術基準に適合するものであることを確認する必要がある。</u></p> <p>3. 使用前自主検査の対象となる特定ガス工作物の種類とその範囲</p> <p>3.1 使用前自主検査の対象となる特定ガス工作物の種類</p> <p>使用前自主検査の対象となる特定ガス工作物の種類は、<u>法第37条の7第2項において準用する法第36条の2の2第1項</u>に規定されている。</p> <p>工事としては、<u>施行規則別表第4</u>に掲げる工事が対象となる。具体的には、次表に掲げる特定ガス工作物が使用前自主検査を要することになる。</p>

使用前自主検査対象特定ガス工作物

	特定ガス工作物の種類	最高使用圧力		
		高圧 (1MPa 以上)	中圧 (0.1MPa 以上 1MPa 未満)	低圧 (0.1MPa 未満)
特 定 製 造 所	①令*第1条に規定する容器 ②集合装置 ③気化装置 ④調整装置 ⑤特定ガス発生設備の設置場の屋根 又は障壁			

■ 使用前自主検査対象設備（対象となる変更工事の詳細については施行規則別表第1を参照）

※ガス事業法施行令（以下「令」という。）

3.2 使用前自主検査における特定ガス工作物の検査範囲の考え方

特定ガス工作物の検査対象設備は、施行規則別表第1から、

①～⑤（略）

に区分されるが、容器（高圧ガス保安法第41条に規定する容器（以下「41条容器」という。）を除く。）又は貯槽の出口から特定ガス発生設備の最終出口バルブの入口までの配管もその重要度を考慮し検査の対象として扱うこととした。

4. 使用前自主検査の基本的考え方

4.1 使用前自主検査事項

検査対象となる特定ガス工作物については、法第33条第1項において、ガス事業者が自主検査を行った後、その結果について登録ガス工作物検査機関による検査を受けることと規定されている。

検査方法は施行規則第44条第1項で規定されており、その内容は以下のとおりである。

・特定ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第33条第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

合格基準は法第33条第2項で規定されており、その内容は以下のとおりである。

①その工事が法第32条第1項又は第2項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。

②法第21条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

使用前自主検査対象特定ガス工作物

	特定ガス工作物の種類	最高使用圧力			備考
		高圧 (1MPa 以上)	中圧 (0.1MPa 以上 1MPa 未満)	低圧 (0.1MPa 未満)	
簡 易 ガ ス 事 業	①令*第1条に規定する容器 ②集合装置 ③気化装置 ④調整装置 ⑤特定ガス発生設備の設置場の屋根又は障壁				
み な し 二 般	(簡易ガス事業に同じ)				

■ 使用前自主検査対象設備（対象となる変更工事の詳細については施行規則別表第4を参照）

※ガス事業法施行令（以下「令」という。）

3.2 使用前自主検査における特定ガス工作物の検査範囲の考え方

特定ガス工作物の検査対象設備は、施行規則別表第4から、

①～⑤（略）

に区分されるが、容器（高圧ガス保安法第41条に規定する容器（以下「41条容器」という。）を除く。）又は貯槽の出口から特定ガス発生設備の最終出口バルブの入口までの配管もその重要度を考慮し検査の対象として扱うこととした。

4. 使用前自主検査の基本的考え方

4.1 使用前自主検査事項

検査対象となる特定ガス工作物については、法第37条の7第2項において準用する法第36条の2の2第1項において、ガス事業者が自主検査を行った後、その結果について登録ガス工作物検査機関による検査を受けることと規定されている。

検査方法は施行規則第94条において準用する施行規則第51条第1項で規定されており、その内容は以下のとおりである。

・特定ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第36条の2の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

合格基準は法第37条の7第2項において準用する法第36条の2の2第2項で規定されており、その内容は以下のとおりである。

①その工事が簡易ガス事業の用に供する特定ガス工作物においては、法第37条の2の許可を受けたところ又は法第37条の7第1項において準用する法第9条第1項若しくは第2項（法第6条第2項第4号の事項に係る部分に限る。）の規定により届け出たところに従って行われたものであること。

②法第28条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

4.2 (略)

4.3 使用前検査の準備

ガス事業者は、工事計画届出書の写し（変更を行った場合はその訂正版）、工事計画変更届出書の写し、工事計画軽微変更届出書の写し、本要領で定めている使用前自主検査記録（施行規則第46条第1項第1号～第7号に規定の内容を記載したもの）等を準備する。

<施行規則第46条第1項第1号～第7号の内容>

- 一 自主検査年月日
- 二 自主検査の対象
- 三 自主検査の方法
- 四 自主検査の結果
- 五 自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名）
- 六 自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 登録ガス工作物検査機関が行う検査の結果（*1）
(*1) (略)

4.4 使用前自主検査等の記録の保存

(1) 記録の保存は施行規則第46条第2項で規定されており、その内容は以下のとおりである。

- ・使用前自主検査等の記録は、その記録を行った日から5年間（登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格した場合にあっては、当該合格した日から5年間）保存するものとする。

(2) また、記録の保存は施行規則第47条で規定しているとおり、電磁的方法によることも可能である。施行規則第47条の内容は以下のとおりである。

- 1 法第33条第3項に規定する自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。
- 2、3 (略)

5. 使用前検査の手順
(略)

4.2 (略)

4.3 使用前検査の準備

ガス事業者は、添付書類の写し、特定ガス工作物変更届出書の写し（変更を行った場合のみ）、本要領で定めている自主検査記録（施行規則第96条において準用する施行規則第53条第1項第1号～第7号に規定の内容を記載したもの）等を準備する。

<施行規則第53条第1項第1号～第7号の内容>

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名（検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名）
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 登録ガス工作物検査機関の検査の結果（*1）
(*1) (略)

4.4 使用前自主検査等の記録の保存

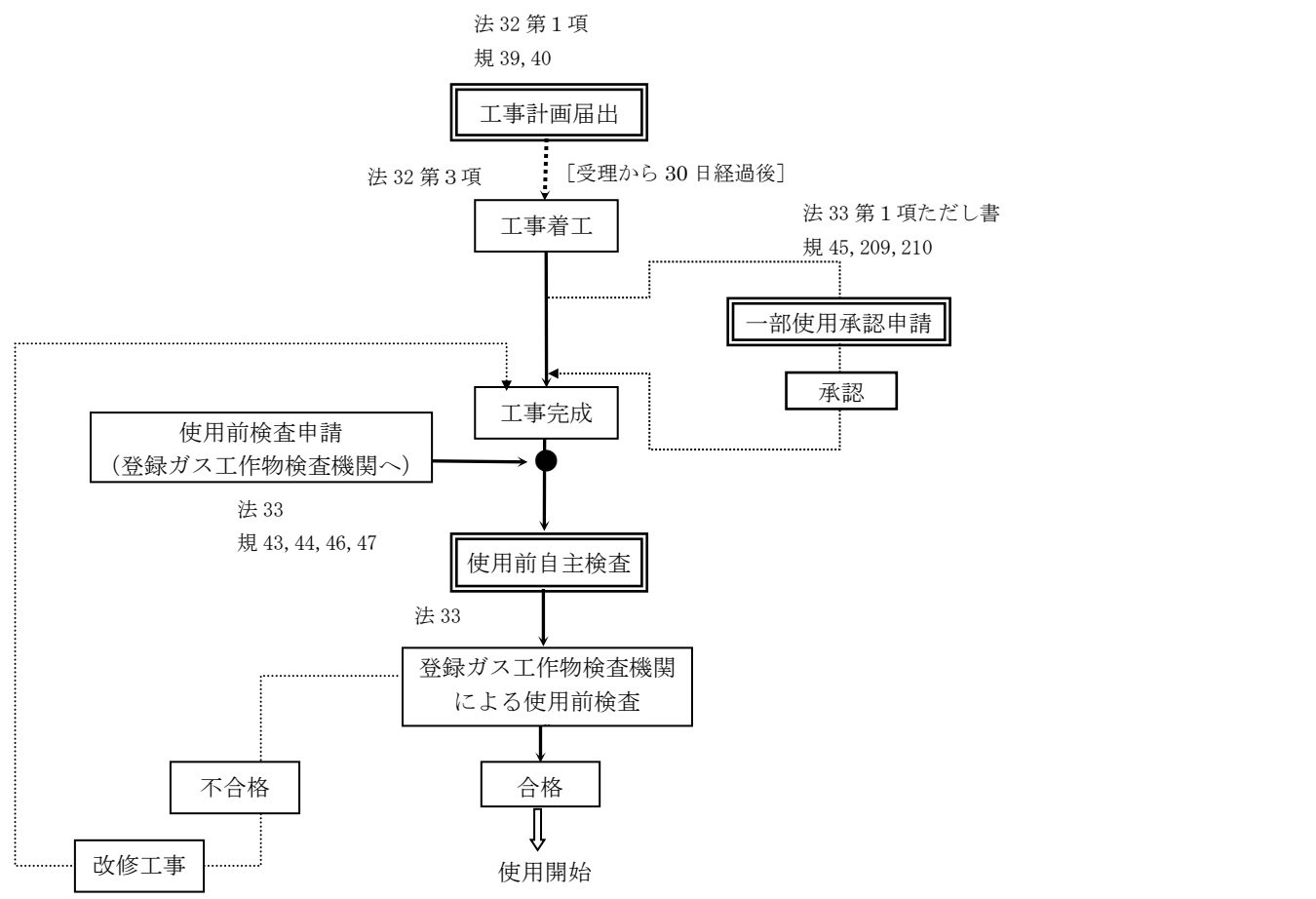
(1) 記録の保存は施行規則第96条において準用する施行規則第53条第2項で規定されており、その内容は以下のとおりである。

- ・使用前自主検査等の記録は、その記録を行った日から5年間（登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格した場合にあっては、当該合格した日から5年間）保存するものとする。

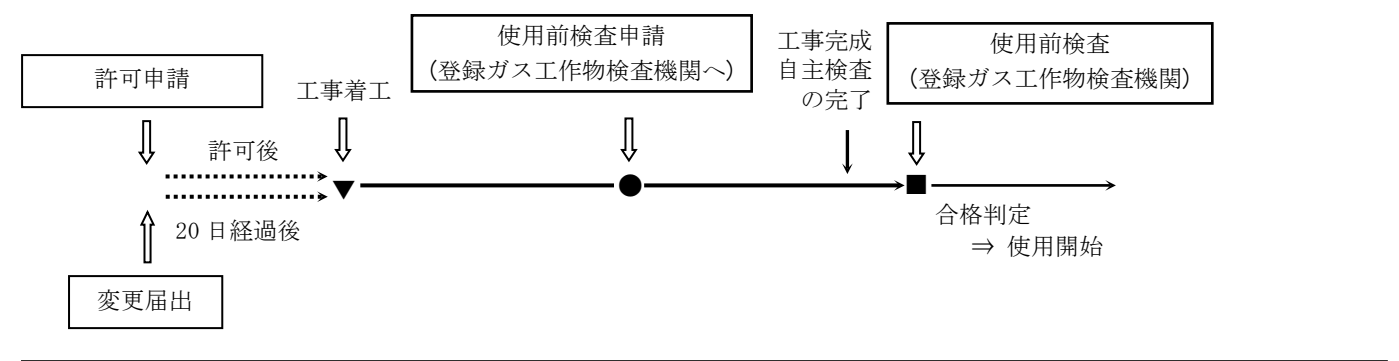
(2) また、記録の保存は施行規則第96条の2において準用する施行規則第54条で規定しているとおり、電磁的方法によることも可能である。施行規則第54条の内容は以下のとおりである。

- 1 法第36条の2の2第3項に規定する使用前自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。
- 2、3 (略)

5. 使用前検査の手順
(略)



備考 法：ガス事業法
 規：ガス事業法施行規則
 []：事業者の手続き



検査項目 I. 特定製造所の位置等を次のとおり変更

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準																																																						
		項目	内容																																																							
1. 特定製造所の位置及び特定ガス工作物の配置	(1) 特定ガス工作物が設置されている場所（都道府県郡市区町村字番地）を確認する。 (2) 特定ガス工作物の位置（他の施設との関係位置等）を確認する。	特定ガス工作物の配置図 建築確認申請書（控） 建築確認済書（写）		工事計画（変更）届出書に従って行われたものであること。																																																						
2. 立ち入りの防止等	(1) さく、へい等の設置状況を確認する。 (2) 構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示がされていることを確認する。	さく、へい及び表示の設置概要 （特定製造所平面図）	(1) 設置の概要がわかるもの。 (2) 公衆が立入るおそれがない場合、その状況がわかるもの。	ガス工作物の技術上の基準を定める省令（以下「省令」という。）第4条、ガス工作物技術基準の解釈例（以下「解釈例」という。）第1条に適合していること。																																																						
3. 離隔距離 省令第6条第2項に規定する特定ガス発生設備に係る容器	(1) 第1種保安物件又は第2種保安物件までの距離を図面又は実測で確認する。 (2) 告示第4条第2項に規定する障壁、水噴霧装置等の有無を確認する。	特定製造所位置図	(1) 当該ガス工作物と保安物件までの距離を明示したもの。 (2) 当該ガス工作物の障壁、水噴霧装置等の有無を明示したもの。	ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（以下「告示」という。）第4条第1項及び第2項の規定に適合すること。 (1) 41条容器 ①貯蔵能力 1,000kg 未満 <table border="1"> <tr><td></td><td>障壁あり</td><td>障壁なし</td></tr> <tr><td>第1種</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>第2種</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table> ②貯蔵能力 1,000kg 以上 3,000kg 未満 <table border="1"> <tr><td></td><td>障壁あり</td><td>障壁なし</td></tr> <tr><td>第1種</td><td>0</td><td>16.97m 以上</td></tr> <tr><td>第2種</td><td>0</td><td>11.31m 以上</td></tr> </table> ③貯蔵能力 3,000kg 以上 10,000kg 未満 <table border="1"> <tr><td></td><td>障壁あり</td><td>障壁なし</td></tr> <tr><td>第1種</td><td>13.58m 以上</td><td>16.97m 以上</td></tr> <tr><td>第2種</td><td>9.05m 以上</td><td>11.31m 以上</td></tr> </table> ④貯蔵能力 10,000kg 以上 52,500kg 未満 <table border="1"> <tr><td></td><td>障壁あり</td><td>障壁なし</td></tr> <tr><td>第1種</td><td>$0.096\sqrt{(X+10,000)}$</td><td>$0.12\sqrt{(X+10,000)}$</td></tr> <tr><td>第2種</td><td>$0.064\sqrt{(X+10,000)}$</td><td>$0.08\sqrt{(X+10,000)}$</td></tr> </table> (注) 圧縮天然ガスの場合 1m ³ （温度零度、圧力 101.3250 キロパスカルの状態に換算した容積）を 1kg とする。 (2) バルク貯槽 ①貯蔵能力 1,000kg 未満 <table border="1"> <tr><td></td><td>埋設又は障壁あり</td><td>障壁なし</td></tr> <tr><td>第1種</td><td>0</td><td>1.5m 以上</td></tr> <tr><td>第2種</td><td>0</td><td>1m 以上</td></tr> </table> ②貯蔵能力 1,000kg 以上 3,000kg 未満 <table border="1"> <tr><td></td><td>埋設又は障壁あり</td><td>障壁なし</td></tr> <tr><td>第1種</td><td>0</td><td>7m 以上</td></tr> <tr><td>第2種</td><td>0</td><td>7m 以上</td></tr> </table>		障壁あり	障壁なし	第1種	0	0	第2種	0	0		障壁あり	障壁なし	第1種	0	16.97m 以上	第2種	0	11.31m 以上		障壁あり	障壁なし	第1種	13.58m 以上	16.97m 以上	第2種	9.05m 以上	11.31m 以上		障壁あり	障壁なし	第1種	$0.096\sqrt{(X+10,000)}$	$0.12\sqrt{(X+10,000)}$	第2種	$0.064\sqrt{(X+10,000)}$	$0.08\sqrt{(X+10,000)}$		埋設又は障壁あり	障壁なし	第1種	0	1.5m 以上	第2種	0	1m 以上		埋設又は障壁あり	障壁なし	第1種	0	7m 以上	第2種	0	7m 以上
	障壁あり	障壁なし																																																								
第1種	0	0																																																								
第2種	0	0																																																								
	障壁あり	障壁なし																																																								
第1種	0	16.97m 以上																																																								
第2種	0	11.31m 以上																																																								
	障壁あり	障壁なし																																																								
第1種	13.58m 以上	16.97m 以上																																																								
第2種	9.05m 以上	11.31m 以上																																																								
	障壁あり	障壁なし																																																								
第1種	$0.096\sqrt{(X+10,000)}$	$0.12\sqrt{(X+10,000)}$																																																								
第2種	$0.064\sqrt{(X+10,000)}$	$0.08\sqrt{(X+10,000)}$																																																								
	埋設又は障壁あり	障壁なし																																																								
第1種	0	1.5m 以上																																																								
第2種	0	1m 以上																																																								
	埋設又は障壁あり	障壁なし																																																								
第1種	0	7m 以上																																																								
第2種	0	7m 以上																																																								

<p>4. 火気設備との距離</p>	<p>(1) ガス又は液化ガスを通ずる特定ガス工作物（配管を除く。）と火気設備（当該特定ガス工作物と一体となって製造又は供給の用に供する火気を取り扱う設備を除く。）との距離又は流動防止措置が講じられている場合の迂回水平距離を確認する。 (2) 流動防止措置の状況を確認する。</p>	<p>(1) 特定製造所配置図 (2) 流動防止措置に関する説明書（措置を講じた場合）</p>	<p>(1) 火気設備との距離を明示したもの。</p>	<p>③貯蔵能力 3,000kg 以上 10,000kg 未満</p> <table border="1" data-bbox="2041 149 2665 285"> <tr> <td></td> <td>埋設又は障壁あり</td> <td>障壁なし</td> </tr> <tr> <td>第1種</td> <td>13.58m 以上</td> <td>16.97m 以上</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>9.05m 以上</td> <td>11.31m 以上</td> </tr> </table> <p>④貯蔵能力 10,000kg 以上 52,500kg 未満</p> <table border="1" data-bbox="2041 327 2754 464"> <tr> <td></td> <td>埋設又は障壁あり</td> <td>障壁なし</td> </tr> <tr> <td>第1種</td> <td>$0.096\sqrt{(X+10,000)}$</td> <td>$0.12\sqrt{(X+10,000)}$</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>$0.064\sqrt{(X+10,000)}$</td> <td>$0.08\sqrt{(X+10,000)}$</td> </tr> </table> <p>(3) ストレージタンク</p> <p>①貯蔵能力 3,000kg 未満</p> <table border="1" data-bbox="2041 590 2789 726"> <tr> <td></td> <td>水噴霧装置及び障壁あり</td> <td>水噴霧装置及び障壁なし</td> </tr> <tr> <td>第1種</td> <td>0</td> <td>16.97m 以上</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>0</td> <td>11.31m 以上</td> </tr> </table> <p>②貯蔵能力 3,000kg 以上 10,000kg 未満</p> <table border="1" data-bbox="2041 768 2789 905"> <tr> <td></td> <td>水噴霧装置及び障壁あり</td> <td>水噴霧装置及び障壁なし</td> </tr> <tr> <td>第1種</td> <td>13.58m 以上</td> <td>16.97m 以上</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>9.05m 以上</td> <td>11.31m 以上</td> </tr> </table> <p>③貯蔵能力 10,000kg 以上 52,500kg 未満</p> <table border="1" data-bbox="2041 947 2789 1083"> <tr> <td></td> <td>水噴霧装置及び障壁あり</td> <td>水噴霧装置及び障壁なし</td> </tr> <tr> <td>第1種</td> <td>$0.096\sqrt{(X+10,000)}$</td> <td>$0.12\sqrt{(X+10,000)}$</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>$0.064\sqrt{(X+10,000)}$</td> <td>$0.08\sqrt{(X+10,000)}$</td> </tr> </table> <p>なお、(1)、(2)及び(3)において X は、貯蔵能力（単位：kg）</p> <p>省令第 11 条、解釈例第 8 条に適合していること。</p>		埋設又は障壁あり	障壁なし	第1種	13.58m 以上	16.97m 以上	第2種	9.05m 以上	11.31m 以上		埋設又は障壁あり	障壁なし	第1種	$0.096\sqrt{(X+10,000)}$	$0.12\sqrt{(X+10,000)}$	第2種	$0.064\sqrt{(X+10,000)}$	$0.08\sqrt{(X+10,000)}$		水噴霧装置及び障壁あり	水噴霧装置及び障壁なし	第1種	0	16.97m 以上	第2種	0	11.31m 以上		水噴霧装置及び障壁あり	水噴霧装置及び障壁なし	第1種	13.58m 以上	16.97m 以上	第2種	9.05m 以上	11.31m 以上		水噴霧装置及び障壁あり	水噴霧装置及び障壁なし	第1種	$0.096\sqrt{(X+10,000)}$	$0.12\sqrt{(X+10,000)}$	第2種	$0.064\sqrt{(X+10,000)}$	$0.08\sqrt{(X+10,000)}$
	埋設又は障壁あり	障壁なし																																															
第1種	13.58m 以上	16.97m 以上																																															
第2種	9.05m 以上	11.31m 以上																																															
	埋設又は障壁あり	障壁なし																																															
第1種	$0.096\sqrt{(X+10,000)}$	$0.12\sqrt{(X+10,000)}$																																															
第2種	$0.064\sqrt{(X+10,000)}$	$0.08\sqrt{(X+10,000)}$																																															
	水噴霧装置及び障壁あり	水噴霧装置及び障壁なし																																															
第1種	0	16.97m 以上																																															
第2種	0	11.31m 以上																																															
	水噴霧装置及び障壁あり	水噴霧装置及び障壁なし																																															
第1種	13.58m 以上	16.97m 以上																																															
第2種	9.05m 以上	11.31m 以上																																															
	水噴霧装置及び障壁あり	水噴霧装置及び障壁なし																																															
第1種	$0.096\sqrt{(X+10,000)}$	$0.12\sqrt{(X+10,000)}$																																															
第2種	$0.064\sqrt{(X+10,000)}$	$0.08\sqrt{(X+10,000)}$																																															

検査項目 II. 特定製造所の設置場等中、「自主検査」を「使用前自主検査」に、「告示第 4 条第 1 項」を「告示第 4 条第 2 項」に、「許可申請書や変更届出書」を「工事計画（変更）届出書」に変更

検査項目 III. 容器中、「自主検査」を「使用前自主検査」に、「許可申請書に記載」を「工事計画（変更）届出書に記載」に、「許可申請書に添付」を「工事計画（変更）届出書に添付」に、「許可申請書又は変更届出書」を「工事計画（変更）届出書」に変更

検査項目 IV. 集合装置及び調整装置中、「自主検査」を「使用前自主検査」に、「許可申請書の添付書類」を「工事計画（変更）届出書の添付書類」に、「許可申請書又は変更届出書」を「工事計画（変更）届出書」に変更

検査項目 V. 気化装置中、「自主検査」を「使用前自主検査」に変更

検査項目 VI. 配管中、「自主検査」を「使用前自主検査」に、「許可申請書又は変更届出書」を「工事計画（変更）届出書」に変更

検査項目 VII. 耐圧・気密試験を次のとおり変更

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 耐圧試験	<p>集合装置、気化装置及び配管（耐圧部分）に対して耐圧試験を実施する。ストレージタンクはⅢ. 3. を参照。</p> <p>また、高圧ガス保安法第 56 条の 3 に規定する特定設備検査を受け、これに合格した容器及び平成 28 年 2 月 26 日付け 20160216 商局第 4 号「一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 11 号等の規定による試験を行う者及び同項第 13 号等の規定による製造を行う者の認定等について」に規定する認定試験者が実施した試験等に合格した「高圧ガス設備」については、耐圧試験を書類に代えてもよい。</p> <p>なお、高圧ガス設備とは、気化装置、バルブ等であって、公的検査機関の耐圧試験合格証明書のあるものをいう。</p> <p>(1) 高圧ガスゴムホースの連結管は、検定マークにより確認する。</p> <p>(2) 銅管の連結管は、耐圧試験に関する証明書により確認する。</p>	<p>1. 耐圧試験記録</p> <p>2. 圧力計に関する記録</p> <p>3. 特定設備検査合格証又は認定試験者試験等成績書</p>	<p>場所、設備名、日付け、試験圧力、立会者名簿を記載したものと共に写した写真及び検査実施状況（試験圧力の判るもの）</p>	<p>省令第 15 条第 2 項、解釈例第 50 条に適合していること。</p>
2. 気密試験	<p>集合装置、調整装置、気化装置及び配管に対して気密試験を実施する。ストレージタンクはⅢ. 3. を参照。</p> <p>ただし、</p> <p>(1) 可燃性圧縮天然ガスの場合の集合装置は、最高使用圧力で行うこと。</p> <p>(2) 調整装置の出口の配管にあつては、4 kPa 以上の圧力で行うこと。</p> <p>(3) 調整器にあつては、使用する圧力で行うこと。</p>	<p>1. 気密試験記録</p> <p>2. 圧力計に関する記録</p>	<p>場所、設備名、日付け、試験圧力、立会者名簿を記載したものと共に写した写真及び検査実施状況（試験圧力の判るもの）</p>	<p>省令第 15 条第 3 項、解釈例第 51 条に適合していること。</p>